

国立大学法人京都大学教員就業特例規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。</p> <p>2 この規則において「<u>教授会等</u>」とは、<u>教授会又はこれに代わる会議</u>をいう。</p> <p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第3条 教員の採用及び昇任は、選考による。</p> <p>2 教員の採用及び昇任のための選考基準は、教育研究評議会の議を踏まえて、総長が定める。</p> <p>3 教員の採用及び昇任のための選考は、前項の選考基準により<u>教授会等</u>の議を踏まえて、総長が行う。</p> <p>4 前項の選考について<u>教授会等</u>が審議する場合において、その<u>教授会等</u>が置かれる組織の長（以下「組織の長」という。）は、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、<u>教授会等</u>に対して意見を述べることができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(勤務成績の評定)</p> <p>第10条 教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議を踏まえて総長が定める基準に基づき、<u>教授会等</u>の議を踏まえて、その組織の長が行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(研修の機会)</p> <p>第12条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 教員は、<u>教授会等</u>の議に基づき、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、教員は、<u>教授会等</u>の定めるところにより、研究に専念できる期間としてのサバティカルを取得することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規則において「<u>学系会議等</u>」とは、<u>学系会議又は全学教員部会議</u>をいう。</p> <p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 教員の採用及び昇任のための選考は、前項の選考基準により<u>学系会議等</u>の議を踏まえて、総長が行う。</p> <p>4 前項の選考について<u>学系会議等</u>が審議する場合において、その<u>学系会議等</u>が置かれる組織の長（<u>全学教員部会議</u>にあつては<u>国立大学法人京都大学教員選考規程</u>（平成27年達示第76号。以下「<u>教員選考規程</u>」という。）第12条第1項に規定する<u>担当理事</u>。以下「組織の長」という。）は、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、<u>学系会議等</u>に対して意見を述べることができる。</p> <p><u>5 教員の採用及び昇任のための選考に関し必要な事項は、教員選考規程の定めるところによる。</u></p> <p>(勤務成績の評定)</p> <p>第10条 教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議を踏まえて総長が定める基準に基づき、<u>学系会議等</u>の議を踏まえて、その組織の長が行う。</p> <p>(研修の機会)</p> <p>第12条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 教員は、<u>学系会議等</u>の議に基づき、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、教員は、<u>学系会議等</u>の定めるところにより、研究に専念できる期間としてのサバティカルを取得することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行日前に教員の採用又は昇任のための選考を開始した場合の当該選考の手続については、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>